

## 第409回南国市議会定例会会議録

第6日 令和元年9月20日 金曜日

### 出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	12番 村田敦子
13番 岡崎純男	14番 小笠原治幸
15番 野村新作	16番 浜田和子
17番 浜田勉	18番 土居篤男
19番 福田佐和子	20番 西岡照夫
21番 今西忠良	

—\*—

### 欠席議員

なし

—\*—

### 出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
参事兼総務課長 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
参事兼企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 山田恭輔	税務課長 高野正和
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 溝渕浩芳
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター長 土橋愛
環境課長 谷合成章	農林水産課長 古田修章
農地整備課長 田所卓也	商工観光課長 長野洋高
建設課長 西川博由	地籍調査課長 横山聖二
都市整備課長 若枝実	上下水道局長 橋詰徳幸

会計管理者 兼会計課長	秋田節夫	福祉事務所長	池本滋郎
教育長	竹内信人	教育次長兼 学校教育課長	伊藤和幸
生涯学習課長	中村俊一	選挙管理委員会 事務局長	高橋元和
監査委員 長	天羽庸泰	農業委員会 事務局長	弘田明平
消防長	小松和英		

\*—————\*

### 議会事務局職員出席者

事務局長	公文知子	次長	野口裕介
書記	門脇智哉		

\*—————\*

### 議事日程

令和元年9月20日 金曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成30年度南国市一般会計歳入歳出決算
- 第2 議案第2号 平成30年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 第3 議案第3号 平成30年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第4 議案第4号 平成30年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 第5 議案第5号 平成30年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第6 議案第6号 平成30年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第7 議案第7号 平成30年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 第8 議案第8号 平成30年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算
- 第9 議案第9号 平成30年度南国市水道事業会計決算の認定について
- 第10 議案第10号 平成30年度南国市下水道事業会計決算の認定について
- 第11 議案第11号 令和元年度南国市一般会計補正予算
- 第12 議案第12号 令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第13 議案第13号 令和元年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第14 議案第14号 南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第16 議案第16号 南国市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 南国市子ども・子育て支援法に係る過料に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第18号 南国市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第19号 南国市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第20号 南国市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第22 議案第22号 南国市水道給水条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第23号 市道の認定について
- 第24 請願第6号 里改田稲生地区を水害から守る請願
- 第25 請願第7号 稲生太陽光発電所造成工事に関する請願
- 第26 請願第8号 水路改修工事に関する請願
- 第27 南海地震対策調査特別委員会報告
- 第28 西島園芸団地調査特別委員会報告
- 第29 承認要求書
- 第30 議員派遣の件

—————\*—————

#### 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第30まで

議発第1号より議発第4号まで

—————\*—————

午前10時2分 開議

○議長（岡崎純男） これより本日の会議を開きます。

—————\*—————

議案第1号から議案第23号まで、請願第6号から請願第8号まで

○議長（岡崎純男） この際、議案第1号から議案第23号まで及び請願第6号から請願第8号まで、以上26件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長神崎隆代議員。

—————\*—————

令和元年9月18日

南国市議会議長 岡崎純男様

総務常任委員長

神崎隆代

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	平成30年度南国市一般会計歳入歳出決算	認定すべきもの	やむを得ないものと認める
第3号	平成30年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算	認定すべきもの	やむを得ないものと認める
第11号	令和元年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第2款総務費 第9款消防費 第2条繰越明許費の補正 第3条債務負担行為の補正 第4条地方債の補正	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第19号	南国市火災予防条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第20号	南国市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第21号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を 図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う	原案を可決すべきもの	適当と認める

\*

〔1番 神崎隆代議員登壇〕

○1番（神崎隆代） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号、議案第11号、議案第19号から議案第21号までの以上6件であります。去る17日及び18日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成30年度南国市一般会計歳入歳出決算についてであります。

決算概要は、歳入総額217億9,971万2,000円、歳出総額209億966万8,000円、歳入歳出差引額8億9,004万4,000円であり、翌年度へ繰り越すべき財源1億6,899万1,000円を差し引いた実質収支額は7億2,105万3,000円の黒字となっております。そのうち、基金に3億7,000万円の繰り入れを行い、令和元年度への繰越財源は3億5,105万3,000円であります。

予算現額に対する執行率は、歳入で91.3%、歳出では87.6%となっております。

また、普通会計ベースでの経常収支比率は前年度より1.0ポイント低い91.4%、実質公債費比率は前年度を0.2ポイント下回る7.2%となっております。

款項逐一慎重審査の結果、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

次に、議案第3号平成30年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

決算概要は、歳入1億3,664万9,000円、歳出1億130万2,000円、歳入歳出差し引き額3,534万7,000円は全額翌年度へ繰り越されるものであり、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和元年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正、歳入の部、歳出第2款総務費、第9款消防費、第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、5億3,084万3,000円の増額計上であります。その所要一般財源は2億4,884万6,000円の増額であり、臨時財政対策債1,492万3,000円を減額し、普通交付税2億4,350万3,000円、減収補填特例交付金1,184万8,000円、環境性能割交付金532万6,000円、軽自動車税278万8,000円及び園芸用ハウス整備事業費補助金返還に係る諸収入30万4,000円を増

額し、補正財源とするものであります。

歳出の主なものは、人件費関係では、退職手当1,110万円を増額計上し、総務費関係では、国・県支出金返還金2,608万7,000円を増額計上しております。消防費関係では、住宅耐震対策促進事業費6,555万3,000円及び災害用備蓄品購入費等に係る防災費2,463万7,000円を増額計上しております。

繰越明許費につきましては、用地の選定に不測の日数を要したことによる図書館新築工事基本設計業務委託及び測量調査等委託に係る都市再生整備事業費5,851万2,000円を計上しております。

また、債務負担行為につきましては、市民課窓口業務委託に係る限度額1億3,000万円、図書館新築工事設計業務委託に係る限度額6,412万円及び給食センター調理等業務委託に係る限度額2億6,867万5,000円を追加しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号南国市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、日本工業規格が日本産業規格に変更されたことに伴う条文の整理及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことに伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除要件の追加等を行うため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号南国市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和元年10月1日から施行されることに伴い、政令の改正の内容を踏まえて消防手数料の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第21号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、同法律の施行に伴い、令和元年12月14日に地方公務員法が改正され、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることから、関係条例の整理を行うものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 産業建設常任委員長植田豊議員。

＊

令和元年9月17日

南国市議会議長 岡崎 純 男 様

産業建設常任委員長

植 田 豊

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 2 号	平成30年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算	認定すべきもの	やむを得ないものと認める
第 4 号	平成30年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算	認定すべきもの	やむを得ないものと認める
第 7 号	平成30年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算	認定すべきもの	やむを得ないものと認める
第 9 号	平成30年度南国市水道事業会計決算の認定について	認定すべきもの	やむを得ないものと認める
第10号	平成30年度南国市下水道事業会計決算の認定について	認定すべきもの	やむを得ないものと認める
第11号	令和元年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費 第11款災害復旧費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第22号	南国市水道給水条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第23号	市道の認定について	原案を可決	適当と認める

\*—————\*

令和元年9月19日

南国市議会議長 岡崎 純 男 様

産業建設常任委員長

植 田 豊

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
請第8号	水路改修工事に関する請願	不採択とすべきもの	願意に沿いがたい

\*—————\*

〔2番 植田 豊議員登壇〕

○2番（植田 豊） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件、議案第2号、4号、7号、9号、10号、11号、22号、23号の8件及び請願第6号、7号、8号について、去る17日と19日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第2号平成30年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について、決算概要は、歳入3,054万4,000円、歳出1,152万1,000円で、歳入歳出差引額は1,902万3,000円であります。審査の結果、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

次に、議案第4号平成30年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、決算

概要は、歳入歳出同額の1億5,500万1,000円であります。審査の結果、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

次に、議案第7号平成30年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について、決算概要は、歳入歳出同額の1億4,789万3,000円であります。審査の結果、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

次に、議案第9号平成30年度南国市水道事業会計決算の認定について、事業量は、給水人口4万746人で普及率は86.4%、年間配水量は655万1,193立方メートルであり、経営状況は、収益的収支で、収入7億3,361万5,000円、支出が6億847万1,000円で、当年度純利益は1億2,514万4,000円となっております。また、資本的収支では、収入2億7,131万7,000円、支出が5億7,716万3,000円で、収入が支出に対して不足する額3億584万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税資本的収支調整額、当年度分消費税資本的収支調整額、減債積立金で補填しています。審査の結果、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

次に、議案第10号平成30年度南国市下水道事業会計決算の認定について、事業量は、処理人口1万6,251人、年間処理水量は186万7,451立方メートルであり、経営状況は、収益的収支で、収入5億9,478万9,000円、支出4億6,075万9,000円で、収益的収支は1億3,402万9,000円の黒字となっております。資本的収支では、収入6億3,316万7,000円、支出8億6,456万2,000円となっております。収入が支出に対して不足する額2億3,139万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。審査の結果、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和元年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費についてであります。主な内容は、農林水産業費関係では、市単独土地改良事業費1,720万3,000円を増額計上するもので、土木費関係では、都市再生整備事業費5,851万2,000円、市単独道路新設改良事業費5,560万円、市道補修に係る道路維持費5,125万円を増額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号南国市水道給水条例の一部を改正する条例については、水道法の一部を改正する法律の施行により、指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制が導入されることに伴い、本条例の手数料に係る規定を改めるものであります。併せて、水道法施行令が改正され、本条例で引用する同令の規定の条ずれが生じることから、必要な改正を行うものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号市道の認定については、南横堀1号線は、都市計画法第29条による開発により整備されたため、市道として認定するものであり、後免駅南口線は、都市計画道路南国駅前線の整備に当たり、道路法第56条並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条及び同法施行令第2条の規定に基づく補助を得るため、市道として認定するものがあります。去る13日に現地調査を担当課長立ち合いのもとで行い、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号里改田稲生地区を水害から守る請願書、及び請願第7号稲生太陽光発電所造成工事に関する請願書については、いずれも請願者より、内容を精査し文言修正して再提出のため、との理由で取り下げ願いが提出されましたので、当委員会はこれを承認いたしました。

次に、請願第8号水路改修工事に関する請願書について、請願の要旨は、吾岡保育園への進入路となる水路の改修を求めるものであり、また、その理由に、崩壊の恐れがなく強度のある進入路としなければならないとあります。申請箇所を通行する車両等の安全性を確保したいという請願の願意は理解できるものの、水路上を占用して横断する進入路については、設置者の所有によりその責任を持つものであり、また占用する場合には、占用箇所に影響を及ぼさないものを設置することとされていることから、当該請願については願意に沿いがたいとし、不採択すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の皆さんの御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡崎純男） 教育民生常任委員長高木正平議員。

＊

令和元年9月17日

南国市議会議長 岡崎純男様

教育民生常任委員長

高木正平

#### 教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 5 号	平成30年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	認定すべきもの	やむを得ないものと認める
第 6 号	平成30年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算	認定すべきもの	やむを得ないものと認める
第 8 号	平成30年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算	認定すべきもの	やむを得ないものと認める
第11号	令和元年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第12号	令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第13号	令和元年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第14号	南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第15号	南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第16号	南国市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第17号	南国市子ども・子育て支援法に係る過料に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第18号	南国市印鑑条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める

＊

〔8番 高木正平議員登壇〕

○8番（高木正平） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げ

げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第11号から議案第18号までの以上11件であります。去る9月17日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下順次御報告を申し上げます。

まず、議案第5号平成30年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額59億9,847万7,000円、歳出総額58億7,800万1,000円で、実質収支は1億2,047万6,000円の黒字となっており、全額を国保財政調整基金に積み立てるものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第6号平成30年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額42億4,883万7,000円、歳出総額41億716万8,000円で、実質収支は1億4,166万9,000円の黒字でありました。審査の結果、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第8号平成30年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額7億4,999万6,000円、歳出総額7億981万5,000円で、実質収支は4,018万1,000円の黒字となっており、全額を翌年度の広域連合の保険料とするものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、認定すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第11号令和元年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

主なものは、第3款民生費関係では、ひまわり幼稚園及びあとむ幼稚園の施設整備に係る児童福祉施設建設補助金等事業費2,446万2,000円並びに施設等利用給付費負担金等に係る認定子ども園事業費1,166万7,000円を増額計上し、第10款教育費関係では、三和スポーツ交流センター非構造部材耐震化工事等に係る体育施設管理運営費7,217万9,000円、国府公民館非構造部材耐震化工事等に係る公民館管理費2,803万4,000円及び中学校維持補修工事等に係る中学校管理費1,315万9,000円を増額計上し、大篠小学校屋内運動場屋根改修工事費の減額に伴う小学校管理費2,000万円を減額計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模2,857万5,000円の減額計上であります。歳出では、国民健康保険事業費納付金2,833万

8,000円等を減額計上し、歳入では、基金繰入金2,997万1,000円を減額計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和元年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模1億4,210万4,000円の増額計上であります。歳出では、介護給付費準備基金への積立金9,696万1,000円及び国・県・支払基金への返還金4,470万7,000円等を増額計上し、歳入では、繰越金1億4,166万8,000円等を増額計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。主な改正の内容は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供等に係る連携施設の確保が困難な場合の特例規定の新設、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更等であり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。主な改正の内容は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供等に係る連携施設の確保が困難な場合の特例規定の新設、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供する家庭的保育事業について、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置を設けることであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号南国市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、大湊保育所は、津波浸水区域内に位置することから入所児童の安全を確保するとともに、建物の老朽化及び入所児童数の減少もあり、令和2年4月1日に廃止するため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第17号南国市子ども・子育て支援法に係る過料に関する条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日から認可外保育施設等の利用に係る給付制度が新たに創設されることに伴い、当該給付に関して一定の報告をしない場合等について、過料を科することができるよう、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第18号南国市印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、住民基本台帳法

施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月5日から施行され、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能になることに伴い、印鑑の登録に旧氏を使用できるよう本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（岡崎純男） これにて委員長報告は終わりました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。19番福田佐和子議員。

〔19番 福田佐和子議員登壇〕

○19番（福田佐和子） 産業建設常任委員長にお尋ねをいたします。

請願書について、審査内容をお聞きをいたします。

今議会には3件の請願が紹介議員をつけて提出をされておりましたが、報告では理由をつけて1件報告をされました。あとの2件についてどのような結果になったのか、それはどのような審議、そして判断でその結論に至ったのか、お聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。植田議員。

〔2番 植田 豊議員登壇〕

○2番（植田 豊） 先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

まず、取り下げさせていただいた理由につきましては、審査段階で……

（「全然違う。向こうが取り下げた」と呼ぶ者あり）

済いません。もとへ。

（「取り下げたら、審議できない」と呼ぶ者あり）

済いません。

委員会として、審査の段階で内容を精査し、文言を修正して再提出のためとの理由で取り下げ願が提出されましたので、当委員会はこの承認させていただきました。以上です。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

〔19番 福田佐和子議員登壇〕

○19番（福田佐和子） 取り下げがあったという答弁でありましたけれども、請願、陳情は市民の権利でもあり、市民の思いを行政に反映させる大切な手段でもあります。よほどの理由がなければ、議会としてはしっかりと市民からの請願、陳情は受けとめるべきだと思いますが、そして、仮に不採択ということになれば、先ほどの請願第8号のように審議内容をきちんとつ

けて議会にも報告をすべきだと思います。

南国市はこれまでも請願書、陳情書が大変少ない市ということでいろいろ言われておりますけれども、議会が市民の声を受けとめる、そのことはとても大切なことだと思いますので、委員長に質問をさせていただきました。

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

まず、議案第1号を採決いたします。委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議案第1号は認定することに決しました。

次に、議案第2号から議案第4号まで、以上3件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第4号まで、以上3件はいずれも認定することに決しました。

次に、議案第5号を採決いたします。委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議案第5号は認定することに決しました。

次に、議案第6号を採決いたします。委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議案第6号は認定することに決しました。

次に、議案第7号を採決いたします。委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は認定することに決しました。

次に、議案第8号を採決いたします。委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議案第8号は認定することに決しました。

次に、議案第9号、議案第10号、以上2件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号、議案第10号、以上2件はいずれも認定することに決しました。

次に、議案第11号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号から議案第14号まで、以上3件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号から議案第14号まで、以上3件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり

り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号から議案第23号まで、以上7件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第23号まで、以上7件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第6号、請願第7号、以上2件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも取り下げ願の承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、請願第6号、請願第7号、以上2件はいずれも取り下げ願を承認することに決しました。

次に、請願第8号を採決いたします。委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することについて採決いたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立少数であります。よって、請願第8号は不採択とすべきものと決しました。

＊

### 南海地震対策調査特別委員会報告

○議長（岡崎純男） 日程第27、南海地震対策調査特別委員会の報告を議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。南海地震対策調査特別委員長野村新作議員。

〔15番 野村新作議員登壇〕

○15番（野村新作） 南海地震対策調査特別委員会の報告を申し上げます。

本特別委員会は、平成27年12月21日第387回南国市議会定例会において、議員決議により設置され、以来10回にわたり調査・審議を重ねてまいりましたので、その経過について御報告いたします。

平成27年度は、2月にNPO法人高知減災ネットワーク会議理事・防災寺子屋主宰の西田政雄氏を講師に招き、家庭での家具の固定などについて勉強会を行いました。

平成28年度は、5月に浸水区域からの移転と耐震基準について協議し、7月に南海地震対策調査特別委員会名で、高知県知事宛ての「市街化調整区域における開発許可の規制緩和についての要望書」を作成、高知県土木部都市計画課へ直接持参し、要望を行いました。また、11月には地震後の対応について、熊本市に視察研修を行いました。

平成29年度は、11月に地震対策について和歌山県海南市に、地域防災対策について兵庫県西宮市に視察研修を行いました。また、2月には災害発生時における議員の行動指針等について、須崎市議会南海地震対策調査特別委員会との意見交換会を座談会形式で行いました。

本年度は、8月に保育所の高台移転について、中土佐町に視察研修を行いました。

以上で、南海地震対策調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（岡崎純男） これにて委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告はこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、南海地震対策調査特別委員会の報告は承認することに決しました。

＊

#### 西島園芸団地調査特別委員会報告

○議長（岡崎純男） 日程第28、西島園芸団地調査特別委員会の報告を議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。西島園芸団地調査特別委員長村田敦子議員。

〔12番 村田敦子議員登壇〕

○12番（村田敦子） 南国市西島園芸団地調査特別委員会の報告を申し上げます。

当特別委員会につきましては、地方自治法第109条によって、平成25年6月の第370回南国市議会定例会において設置され、前回の改選以後も、課題が残されていることから活動を継続すべきものとして、毎年、西島園芸団地の関係者の出席のもと、決算等の報告を受け、経営状態等の調査、審議を重ねてまいりました。以下、その経過についてご報告を申し上げます。

西島園芸団地は、昭和46年設立、昭和50年に観光農園事業を開始し、バブル時期の好景気時には、売上高6億円を計上するも、その後、年々入り込み客数、売上高が減少し、平成19年から24年までの6期連続で純利益が赤字となっておりました。

経営再建を図るため、平成24年に市から貸し付けを受け、その後は市及び株式会社トリムエレクトリックマシナリーで立ち上げた、株式会社南国市産業振興機構から貸し付けを受けて経営再建に取り組んでおります。

経営再建の効果として、長期借入金につきましては、金融機関との調整により、着実にその残高は減少しており、また、純利益につきましても、貸し付け以降、順調に黒字を続けるなど、一定の経営改善の効果が見られておりました。しかしながら、天候不順や青果物の病気の影響等により、昨年は約2,000万円、今年も1,600万円ほどの損失が見込まれており、今後の経営の安定化を図るため、借入金の年間返済額の引き下げについて金融機関と調整されております。

また、昨年は一時的に資金ショートにより貸し付けを受けており、今年も貸し付けが必要になる見込みであるとのことで、同様の貸し付けを行うことについて、当特別委員会としましては、今後、より一層の経営改善に向けての取り組みを求めて、やむを得ないと判断いたしました。

経営再建につきましては、働き方改革で増員となった職員の給与など、やむを得ない支出の増額はあるものの、委員からは、広告宣伝費、税理士の報酬、施設の維持管理費等の経費の見直しの検討など、さらなる経営改善への努力を求める意見が出されました。

産業振興機構の支援以降、西島園芸団地の再建につきましては、一定の改善がなされているものの、金融機関からの借入金の返済計画の承認については、産業振興機構の支援が前提とされている部分があること、昨年に続き本年度も資金ショートが生じていることなど、経営の安定化にはさらなる取り組みが必要と思われまます。

このような西島園芸団地の状況や、産業振興機構を通じた支援をきっかけに、当特別委員会が設置された経緯があることから、西島園芸団地が産業振興機構の支援を必要としている間は、経営状況の報告を受けながら、今後もさまざまな集客案や改善点の提案など、当特別委員会の活動を継続すべきであるとの結論に至りました。

以上で、南国市西島園芸団地調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（岡崎純男） これにて委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告はこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、西島園芸団地調査特別委員会の報告は承認することに決しました。

＊

### 承認要求書

○議長（岡崎純男） 日程第29、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されて

おります。

＊

### 承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

#### 記

1. 事項 本委員会の所管に属する事項
1. 目的 所管事項の把握
1. 方法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期間 調査終了まで

令和元年9月20日

南国市議会議長 岡崎純男様

総務常任委員長 神崎隆代

産業建設常任委員長 植田豊

教育民生常任委員長 高木正平

議会運営委員長 土居恒夫

＊

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

議員派遣の件

○議長（岡崎純男） 日程第30、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとお決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとお決定することに決しました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

#### 議発第1号から議発第4号まで

○議長（岡崎純男） ただいま議発第1号から議発第4号まで、以上4件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

—————\*—————

議発第1号

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年9月20日提出

提出者	南国市議会議員	神崎隆代
賛成者	〃	有沢芳郎
〃	〃	野村新作
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	植田豊
〃	〃	高木正平
〃	〃	岩松永治

賛成者	南国市議会議員	山 中 良 成
〃	〃	西 岡 照 夫
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	小笠原 治 幸
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	浜 田 勉

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....  
議発第 1 号

#### 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

東京・池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いている。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人増えて663万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は17年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保有者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務付けたが、いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、いまだ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

政府におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」（サポカーS）や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
2. 高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」（サポカーS）に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入を検討すること。
3. 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗合タクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時におけるタクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月20日

南 国 市 議 会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
国土交通大臣	赤	羽	一	嘉	様
経済産業大臣	菅	原	一	秀	様
総務大臣	高	市	早	苗	様
国家公安委員長	武	田	良	太	様

＊

議発第2号

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年9月20日提出

提出者	南国市議会議員	浜田和子
賛成者	〃	野村新作
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	植田豊
〃	〃	高木正平
〃	〃	岩松永治
〃	〃	山中良成
〃	〃	西岡照夫
〃	〃	前田学浩
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	今西忠良
〃	〃	中山研心
〃	〃	小笠原治幸
〃	〃	西川潔
〃	〃	浜田勉
〃	〃	土居篤男
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	村田敦子

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....  
議発第2号

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書

パリ協定の枠組みの下、脱炭素社会の構築が求められる中、環境負荷の削減やエネルギー安全保障等の観点から、太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされている。

こうした中、再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT）の施行以降、導入量が着実に増加してきている一方、一部の地域では、防災、景観、環境面での地域住民の不安や、FIT買取期間終了後に太陽光パネルが放置されるのではないかと懸念が生じている。

今後、こうした不安や懸念を払拭しつつ、地域と共生する形で再生可能エネルギーの導入を更に促進する観点から、太陽光発電の適切な導入に向けて下記の通り要望する。

#### 記

1. 再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については、地域住民への事前説明を発電事業者が義務付けるとともに、その具体的な手続を事業計画策定ガイドラインに明記するなど、地域住民との関係構築のために必要な取り組みを行うこと。
2. 太陽光発電設備が災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、急傾斜地以外の斜面に設置される場合も含め、太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直しを早急に行うこと。
3. 発電事業終了後に太陽光発電設備の撤去及び適正な処分が確実に行われるよう、発電事業者による廃棄費用の積み立ての仕組みや、回収された太陽光パネルのリサイクルの仕組みの確立に向けた取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月20日

南 国 市 議 会

経 済 産 業 大 臣           菅    原    一    秀    様

環 境 大 臣            小  泉  進  次  郎  様

—\*—

議発第3号

シベリア抑留という名の過酷な移送隔離、特措法を生かし速やかな対処を求める  
意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年9月20日提出

提出者 南国市議会議員           浜  田    勉

賛成者	南国市議会議員	前 田 学 浩
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	西 岡 照 夫
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	高 木 正 平
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	小笠原 治 幸
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	福 田 佐 和 子
〃	〃	村 田 敦 子

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....  
議発第3号

シベリア抑留という名の過酷な移送隔離、特措法を生かし速やかな対処を求める  
意見書

シベリア抑留者とその遺族が8月23日を「シベリア抑留の日」と定めたのに、政府のシベリア特措法を生かした取り組みは、あまりにもずさんと言わざるを得ません。

575,000人も凍死行で強制労働をさせられ、ポツダム宣言、ジュネーブ協定など国際法無視のままに55,000人が死亡したと言われてしています。

南国市では53名の方が、凍土のもとで死亡と報告されています。

戦後75年、平均年齢は96歳となり、生き証人は途絶えようとしています。死者に無礼この上ない行為です。死者を2度殺すのか、と言われます。

日本政府は、日露交渉でも2,300カ所と言われる収容所の名簿を全て洗い出すよう強く主張し、死者の丁重な弔いを行うよう求めます。

今のやり方では、遺骨収集に100年かかると言われています。100年もかからないよう、願ってやみません。

いまだ、異国の地に眠る遺骨の早期収集を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月20日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
外 務 大 臣	茂 木 敏 充 様
沖 縄 北 方 大 臣	衛 藤 晟 一 様

＊

議発第4号

政府にエネルギー政策の方向転換を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年9月20日提出

提出者	南国市議会議員	浜 田 勉
賛成者	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	小笠原 治 幸
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	福 田 佐 和 子
〃	〃	村 田 敦 子

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....  
議発第4号

政府にエネルギー政策の方向転換を求める意見書

安上がりの電力、安全な電力と肩張った原発は、嘘八百でなかったか。

福島原発から10年と言われる汚染水の貯留、原発廃炉はできない事情、自然界の破壊や農地・農業への損害、戦争とは関係ない疎開による家族離散、学校の転校による子供の精神的な迷いと人間形成への影響など、考えれば、どこに安全、安上がりという言葉があるのだろうかと言わなければなりません。

世界的にも、フランスの高速炉断念のように、ベトナムなどアジア諸国では、長きにわたる安全対応、汚染処置の困難性を日本から学び、経済的に成り立たないと中止しているではありませんか。

自然エネルギーこそ最良の選択肢。

アジア諸国の積極的な教訓から学び、その視点から原発オンリーを早急に改められるよう求めてやみません。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月20日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様

経 済 産 業 大 臣 菅 原 一 秀 様

外 務 大 臣 茂 木 敏 充 様

-----\*

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。この際、以上4件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

-----\*

○議長（岡崎純男） この際、議発第1号、議発第2号、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました2件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

議発第1号、議発第2号、以上2件を一括採決いたします。以上2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号、議発第2号、以上2件は原案のとおり可決されました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） 次に、議発第3号を議題といたします。

提案理由の説明の通告がありますので、発言を許します。17番浜田勉議員。

〔17番 浜田 勉議員登壇〕

○17番（浜田 勉） おはようございます。

シベリア抑留という名の苛酷な移送隔離、特措法を生かし速やかな対処を求める意見書について、提案者として理由を申し上げます。

私は日本共産党議員として5期20年間、皆さんに大変な御指導をいただき、感謝申し上げながら提案理由をしたいと思います。

私もいつの間にやら最年長となり、第2次世界大戦を知り得る唯一の議員として、第2次世界大戦の残骸放置は許されません。ましてや、戦死者を凍土の中に放置するなど、これは国家的な犯罪、戦死者への無礼そのものであります。昨日、きょうと、高知新聞ではDNA鑑定から遺骨の取り違え597人、600人という数字が出ておりますが、もう何をや言わんであります。

この戦死者はもともと発生するものではなく、本来ならば真つすぐ日本へ帰ってくるもの。それをスターリンの白露戦争のあだ討ち的な発想から、約60万人、57万5,000人を東京へ帰すなどとうそのガイドで汽車に乗せられ、送り込まれたのがロシアの厳寒の地。そこで強制労働をさせられ、栄養失調で事実上殺された人たちは5万5,000人。

私はハバロフスクの日本人墓地へも行ってきましたが、そこでは確かに墓になっておりました。だが、大半のものはそういうふうな墓になるというようなことはほとんどないというふう

にも、そこで聞かされておりました。

南国市史の下巻13章第2節で、いわゆる戦没者名簿の中でロシアの死者53名が報告されています。南国市のシベリアの地で亡くなった方は、十市で4名、稲生で3名、三和で5名、前浜で1名、大篠で7名、日章7名、後免野田ゼロ、長岡9名、岡豊4名、国府7名、瓶岩2名、上倉3名、久礼田3名と、そのように報告されています。

私はロシアの強制の労働、これの関係で、帰還者、大篠地区の窪田一郎さん、もう故人ですけども、この人は大葉の指導者でしたが、あるいは池本誉さん、農業保険論の方、大和田進さん、西野々のたばこ生産農家、という人たちとよく親交をいただきました。窪田さんは徴兵で一等兵、池本さんと大和田さんは陸士の最後の卒業生、そして北朝鮮のほうで飛行機のない飛行兵ということでやってあって、強制的に汽車に乗せられたというふうなことを言っておりました。よくロシアの話は聞きました。そりゃあ浜、冷やかったというようなもんじゃないぞ、死んだらにゃあ、すんぐに凍る、すんぐに棒よや、というふうなことを何度も聞かされ、本当に戦死者に対する取り扱い、許されない行為ということはずっと思っておりました。これらは、スターリンによる国際法、ポツダム宣言やジュネーブ協定など、さらには戦後処理の国際協約、その無視によって凍死行となったことは本当に許されません。

確かに、ヨーロッパ、大陸では、戦争の勝利者は絶対的権力、つまり全てを支配するという実効性、これが大陸、ヨーロッパの中での戦争の後始末でありました。だから、そこには奴隷制なんていうようなことは平然として存在をしておりました。そのような発想が、日本兵をだまして強制労働をさせる、強制移送をするというようなことをつくり上げてきた。これは国際法の無視であって、そしてまたその後の日本政府についても批判をしなければなりません。サンフランシスコ条約等で、それを追認するような行為がされました。

だから、その後の国土の問題、いわゆる北方四島の問題も、その追認というふうな形から生み出されてきた従属的な外交交渉の中でずっと続いてきている。だから、私は死者を弔う、このことを大切にしながら、北方領土の返還問題、これなんかは言えば連続した形として取り組まなければならないし、取り組めば解決の方向はつかめると。つまり今までのような従属的な関係での外交交渉は、それはもうごめんよというふうに言いたいと思っております。

またその一方で、私が懸念すべき問題として、いわゆるヘイト、嫌韓、韓国は嫌い、嫌韓から断交、そしてまさに征韓論まで出るような、そういう連想まで浮かぶ記事が出されております。そういうようなことの発想はスターリンと似たようなもんじゃないか、大抵にしいやというふうなことを言いながら、私は提案理由を終わりたいと思います。

この20年間、皆さんからは大変な御指導、御鞭撻をいただきました。皆さんが、今後さらなる積極性を持って市民生活の向上に努められんことを願ってやみません。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） これにて提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 質疑を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。本案につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議発第3号は原案のとおり可決されました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） 次に、議発第4号を議題といたします。

お諮りいたします。本案は提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立少数であります。よって、議発第4号は否決されました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

この際、市長より発言の申し出がありましたので許可いたします。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 今議会の閉会に当たり、御挨拶の許可をいただきました。まことにありがとうございます。第409回南国市議会定例会の閉会に当たりまして、執行部を代表いたしまして御挨拶を申し上げます。

今議会に提案いたしました議案、報告につきまして、それぞれ提案どおり御決定をいただき、また一般質問を通じまして市勢発展のための数多くの御提言を賜り、まことにありがとうございました。いただきました御提言を生かしながら、市政発展に努めてまいりたいと考えております。

ここで、今任期を最後に議員生活を勇退されます西岡照夫議員、浜田勉議員、小笠原治幸議員、高木正平議員の4名の議員さんにおかれましては、これまで市政発展にさまざまな分野で貢献され、また私ども執行部に対しまして多くの御助言を賜りましたことを、心から敬意と感謝を申し上げます。また、その他の議員の皆様方におかれましても、常に市政発展のために御尽力され、市民生活の向上のためにすばらしい御意見を賜り御協力いただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

さて、議員の皆様方の今任期中の4年間、国政では、2012年12月に再発足した自民、公明両党の連立政権は7年目となりました。安倍政権では、デフレからの脱却を命題に経済政策を初めとするアベノミクスを推進し、日本経済は着実に回復に向かっていると考えております。一方で、その波及効果は地方にまで十分に行き届いているとは言えず、また急速な人口減少や少子・高齢化という我が国が直面する課題に対して地方創生を掲げ、東京一極集中の是正や地方の人口減少に歯どめをかけるための取り組みは、まだ道半ばであります。

本市におきましては、平成27年9月に南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少に歯どめをかけるべく取り組んでまいりました。本年度が5カ年計画の最終年度となりますが、この4年間の進捗を見ますと、移住者の増や社会減の縮小、合計特殊出生率の上昇など、好転している指標はあらわれているものの、今後の人口推計では依然として人口減少が続

く厳しい状況にあります。まさにこれからが正念場であり、議員の皆様からの御提案もいただきながら、次期戦略を見据えて対策を講じてまいりたいと考えております。

これからの好材料として、懸案でありました市中心部のインフラ整備が徐々に形となってまいります。都市計画道路高知南国線、南国駅前線も用地取得が順調に進んでおり、本市では初めての取り組みであります篠原土地区画整理事業につきましても、昨年度から工事に着手いたしました。

産業振興におきましては、農業分野では国営ほ場整備事業が土地所有者の合意形成のおくれから当初計画から1年おくれとはなりましたが、令和2年度の着工に向けて準備を進めております。また、(仮称)南国日章工業団地につきましても、本年中に造成工事に入ることであります。

さらに、箱物として、今議会でも議員の皆様からさまざまな御提案をいただいております(仮称)ものづくりサポートセンター、中央地域交流センター、そして図書館の着手をいよいよ始めることとしております。市民の皆様にも親しみを持って活用していただける、心の豊かさを感じていただける施設としてまいりたいと考えております。

都市計画につきましては、昨年4月から開発行為の許可等の権限を県から移譲を受け、同時に市街化調整区域における市の開発許可制度基本方針に沿った運用も開始されております。現在、都市計画マスタープランの改定作業を行っておりますが、市街化区域だけでなく周辺部の各集落拠点におきましても、地域コミュニティの維持も考慮したまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

本市は、ことし10月1日に市制施行60周年を迎えます。この間、高知県の陸、海、空の交通の要衝として、また先人が築いてこられた歴史や文化、さらに海と山に囲まれ広大な香長平野を有する恵まれた自然環境を生かし、農業そして商工業を中心に、県下第2の都市としてすばらしい発展を遂げてまいりました。今後、さらなる発展を築き上げていきたいと考えておりますので、引き続き議員の皆様方を初め、市民の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、次期市議会議員選挙に立候補を決意されました議員の皆様におかれましては、来るべき選挙戦に勝利され、南国市民の期待する市政の推進に今後とも御尽力、御協力いただけるものと確信しており、大きな期待を寄せているところでございます。議員の皆様方の前途に幸多からんことを心からお祈りを申し上げますとともに、今任期を最後に勇退されます西岡議員さん、浜田勉議員さん、小笠原議員さん、高木議員さんにおかれましては、今後、議員活動の第一線を後進に譲られましても、地域においてリーダーとして御活躍されますと

もに、南国市の進めてまいりますまちづくりに御支援をいただき、地域から私ども執行部を見守っていただきますようお願いを申し上げまして、執行部を代表しての御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（岡崎純男） それでは、閉会に当たりまして、私から一言お礼と御挨拶を申し上げます。

平成29年11月に、議員の皆様方の温かい御推挙によりまして議長に就任させていただきました。以来、今日までその職責を全うすることができましたことは、議員の皆様はもとより、市長を初め執行部、議会事務局の皆様方の温かい御支援と御協力のたまものと、心より感謝を申し上げます。また、今回の定例会におきましては、9月6日からきょうまで終始熱心な御審議をいただき適切な御決定をいただきまして、議長として最後の定例会の閉会を迎えることができましたことに重ねてお礼を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、任期最後の定例会でございます。今回4名の方が勇退されるとお聞きしまして、一抹の寂しさを感じるところでございます。長年にわたり市政のために頑張ってこられましたことに対し、心から敬意と感謝を表する次第でございます。今後は健康に留意されまして、地域、南国市の発展のため、何とぞお力添えをいただきますようお願い申し上げます。また、再度市議選に出馬される皆様方は大いに御健闘され、所期の目標を見事達成されまして、再びこの議場に帰られることを期待しております。お互いに頑張りましょう。

最後に、皆様方の限らない御多幸と南国市の発展を心より御祈念申し上げ、閉会に際しましてのお礼と御挨拶にさせていただきます。（拍手）

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これにて第409回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時19分 閉会